

平成二十五年九月十二日招集

定例市議会

提案理由説明

熊本市

提案理由の説明に先立ち、お詫びとご報告を申し上げます。

まず、職員の不祥事についてであります。七月二十七日に酒気帯び運転による道路交通法違反で逮捕された南区役所職員を八月九日付けで懲戒免職処分いたしました。併せて、直属の上司を訓告等の処分いたしました。

本市におきましては、昨年八月に飲酒運転撲滅宣言を行い、各職場のルールを定め、全職員で飲酒運転の撲滅に取り組んできたところであります。今回の不祥事を防ぐことができなかったことを、大変重く受け止めており、議員各位を始め市民の皆様に対しまして深くお詫びを申し上げます。

今後の対応といたしまして、飲酒場所に車、バイク、自転車を持ち込まないという新たなルールを追加したところであり、飲酒運転撲滅に向け、さらなる職員の意識改革と組織の管理体制の強化に努め、市政の信頼回復に全力で取り組んでまいり所存であります。

続けて二点ご報告いたしますが、最初に国際交流につきましてご報告いたします。

まず、アメリカ・サンアントニオ市訪問についてですが、七月十日から十五日までの日程で、齊藤議長を始めとした議員団の皆様とともに、サンアントニオ市との姉妹都市締結二十五周年記念式典及び全米国際姉妹都市協会の第五十七回大会に参加してまいりました。

同市では、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」におきまして、姉妹都市締結二十五周年記念式典が執り行われ、これまでの交流の歴史を振り返るとともに、今後とも両市の友好関係を推進していくことをフリアン・キャストロ市長と約束してまいりました。

さらに、本年十月三十一日から本市で開催するアジア太平洋都市サミットに基調講演者として参加いただく旨を依頼し、快諾を得たところであります。

また、全米国際姉妹都市協会の大会では、オープニング式典のスピーチをさせていただきます。世界各国から集まった約五百名の参加者の皆様に、熊本市のPRを行ってまいります。

た。

次に、台湾・高雄市訪問についてありますが、九月八日から九月十日までの日程で、齊藤議長とともに高雄市を訪れ、同市で開催されたアジア太平洋都市サミットへの参加と、本市、熊本県及び高雄市による国際交流促進覚書の締結を行ってまいりました。

サミットは、世界各国から百の自治体に参加する大規模なものであり、行政課題やグローバル経済について意見を交わしてまいりました。

また、国際交流促進覚書の締結につきましては、県と指定都市が連携して海外の自治体と覚書を締結したのは全国でも初めてのケースであり、今後、観光、教育分野における相互交流や、貿易及び投資等の促進、航空定期便の就航等に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、今回の訪問にあわせ、議長とともに高雄市の企業に対して、本市へのインセンティブ旅行の働きかけを行うとともに、くまもと地産品の商談会や展示会等の開催に向け、

調査を行ってまいりました。

国際交流につきましては、今後も、サンアントニオ市などの姉妹都市との交流をはじめ、東アジアの都市などとも、行政、民間レベルにおいて、積極的に推進していく所存であります。

次に、去る七月二十四日に東京で開催されました第三十五回指定都市市長会議について御報告いたします。

会議におきましては、六月の第三十次地方制度調査会の答申を受けまして、更なる地方分権改革の推進を求める決議等を行ったほか、県費負担教職員の給与負担等に係る権限の移譲について、特に税財源の移譲に関する指定都市の提案を早期にとりまとめ、国や道府県との協議を進めることを確認いたしました。

また、政府が地方公務員給与の削減を目的に地方交付税の削減を行ったことに対しましては、地方交付税を政策誘導のために活用してはならないとの認識で一致し、今後、国に

対してそのことを強く主張していくことを決定したところであります。

それでは、提出議案について、説明に入らせていただきます。

今回の補正予算案は、食肉センターの廃止に伴う豚と畜機能代替施設の確保に係る経費や待機児童解消に向けた支援経費のほか、今後の業務推進上やむを得ないもの、国・県からの補助内示に伴うもの、さらには、熊本市国際交流会館や総合体育館等の施設の指定管理に伴う債務負担行為などを提出しております。

また、第二回定例会にて可決されました、熊本市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例などに基づき、本年七月以降の給与等の減額についても計上しているところであります。

まず、補正予算案の概要について申し上げますと、一般会計において、十二億八千二百四十二万円の増額、補正後の予算額二千九百三十六億六千八百八十九万円、特別会計において、十一億五千四百九十五万円の減額、補正後の予算額千九百七十六億三千六百七十七万円、

企業会計において、四億九百十二万円の減額、補正後の予算額八百十八億八千六百六十六万円となり、合計では二億八千六百六十五万円の減額、補正後の予算額は五千七百三十一億七千九百六十四万円となりました。

補正後の予算を前年同期と比較いたしますと、一般会計では五・一％の増、特別会計では二・九％の減、企業会計では〇・二％の減となりますが、全体の合計額では一・四％の増となっております。

主な内容について、部門別に申し上げます。

まず、企画振興部門では、地域団体が行う地域づくり活動への助成や、田迎西小学校開校に伴う田迎小学校区への新たな地域コミュニティセンターの整備経費を計上しております。

次に、財政部門では、税制改正に伴う課税及び徴収業務に関連した電算システムの改修経費や、今回の補正予算においても地域の元気臨時交付金を一部活用しますことから、六

月補正において計上しました地域の元気基金積立金を減額することとしております。

また、健康福祉子ども部門では、補助内示に伴いまして、老人福祉施設等の開設準備や社会福祉施設のスプリンクラー設置などに対する助成を行いますほか、県の安心子ども基金を活用した待機児童の解消対策として、認可外保育施設に対する運営支援経費や、幼稚園での長時間預かり保育支援経費等を計上しております。

次に、環境部門では、在来魚の生態系保全に向けた条例化の検討を行うため、江津湖の魚類等環境調査経費を計上しております。

次に、農水商工部門の農水産業分野では、食肉センターの豚と畜機能代替施設の確保に向けた豚処理施設整備費に関する補助金等のほか、補助内示に伴いまして、天明漁港整備経費や認定農業者等が導入します農業用機械等の購入助成経費等を計上しております。

また、商工分野では、県の緊急雇用創出基金を活用した地場企業の雇用支援経費のほか、下通新天街や健軍商店街等の商店街振興組合等が実施しますアーケード改修や防犯カメラ

設置などに対する助成を行うこととしております。

次に、観光文化交流部門では、二〇一九女子世界ハンドボール選手権大会の招致に向けた活動経費やフェアトレードタウン国際会議参加関連経費のほか、地域の元気臨時交付金を活用し、水前寺競技場の第二種公認継続に向けた陸上競技場トラック改修経費などを計上しております。

また、都市建設部門では、補助内示に伴い、花畑地区の広場整備に係る旧産業文化会館の隣接地の取得関係経費を、公共用地先行取得事業会計から一般会計に組替えることとしております。

次に、教育部門では、特別支援学校高等部建設に関係した調整池の整備経費のほか、地域の元気臨時交付金を活用し、市立図書館の空調設備や自家発電の改修に向けた設計経費などを計上しております。

最後に、企業会計ですが、水道事業会計におきまして、上下水道局庁内LANに係りし

た端末機器等の賃借経費を債務負担行為として計上しております。

このほか、先に御説明しました、職員給与や議員報酬などの給与等削減分としまして、一般・特別・企業会計の総計で、約二十億円を減額することとしております。

以上が、補正予算の歳出の説明であります。これを賄う財源として、それぞれの歳出に見合う国・県支出金等の特定財源を充当いたしますとともに、一般財源については、一般会計の給与等削減相当額として財政調整基金繰入金を十六億円減額しておりますほか、繰越金を充当しております。

続きまして、条例議案であります。主なものとして、「熊本市食肉センターの廃止に伴う支援等に関する条例」の一部改正について説明いたします。

食肉センターの廃止に伴うと畜機能の移転のうち、牛と馬につきましては、宇城市にあります熊本中央食肉センターに機能を移転することとし、補助金等について定めた同条例を本年第一回定例会において議決いただいたところであります。この度、豚のと畜機能を

移転について、熊本畜産流通センターとの合意が整い、また、関係者の理解も進んでいきますことから、予算の部分でも説明いたしました補助金等について定めるなどのため、所要の改正を行うものであります。

その他、議案につきましては末尾に簡単な理由を付しておきましたので説明を省かせていただきます。

何とぞ、慎重に御審議のうえ御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。